

## 戸籍法の改正に伴う新たなサービスの開始について

### 1 概要

戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律17号）が令和6年3月1日に施行され、戸籍情報連携システムの運用開始により、戸籍謄本等の証明書発行業務や戸籍の届出における添付書類が不要になる等、行政手続きの簡略化や利便性の向上が図られる。

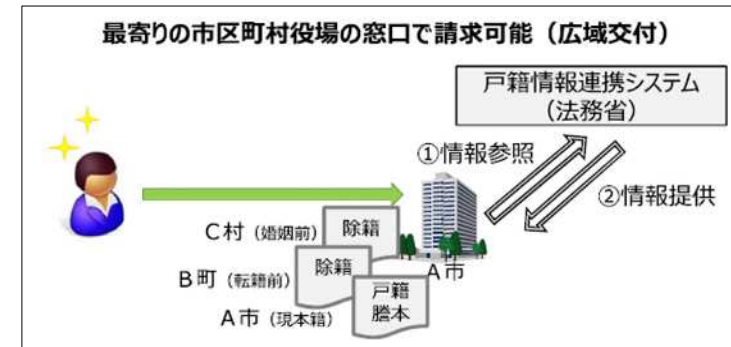
### 2 法改正に伴い新たに開始されるサービス

#### (1) 戸籍謄本等の広域交付及び手数料

戸籍謄本等の交付が、本籍地以外の市区町村窓口でも請求が可能となる。

- ・ 戸籍謄本等の広域交付 450円（1通）
- ・ 除籍謄本等の広域交付 750円（1通）

請求できる者は、本人、配偶者、父母・祖父母の直系尊属、子・孫の直系卑属



#### (2) 戸籍の届出における戸籍謄本等の提出が不要

婚姻、転籍等の戸籍の届出時に従来必要であった戸籍謄本等の提出が不要となり、手続きの負担軽減となる。

#### (3) 届書等情報内容証明書の交付

届書等情報（届出及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能となる。

- ・ 届書等情報の内容の証明書の交付 350円（1通）
- ・ 届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350円（1件）

#### (4) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（令和6年度末予定）

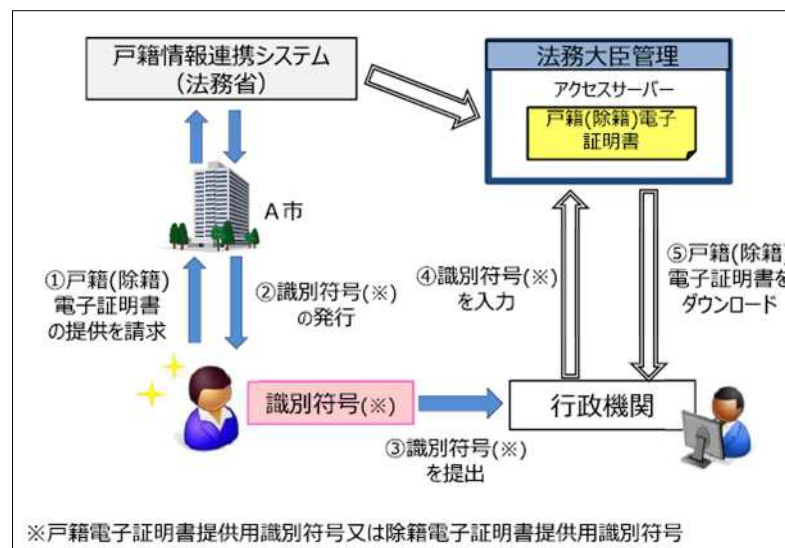
戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍又は除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのこと。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関へ提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電磁的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能となる。

識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍謄本等の提出を省略することができる。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号 400円（1件）
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号 700円（1件）

ただし、マイナポータルを通じて申請する場合、発行手数料は不要



### 3 今後の予定

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 令和6年2月22日 | 市議会第1回定例会へ条例改正提案（狛江市手数料条例） |
| 令和6年3月1日  | 戸籍謄本等の広域交付等の開始             |